

議案第53号

福岡市職員定数条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、障がい福祉サービスの相談体制の強化、ICTの活用推進に係る体制の強化等に伴う増員及び保育所の民営化、小学校給食調理等業務の民間委託、事務事業の見直し等に伴う減員のため、職員の定数を改める等の必要があるによる。

福岡市職員定数条例の一部を改正する条例

福岡市職員定数条例（昭和27年福岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「5,961人」を「6,001人」に、「592人」を「611人」に改め、同項第2号中「1,161人」を「1,137人」に、「317人」を「316人」に改め、同項第7号中「393人」を「413人」に改め、同項第8号中「584人」を「587人」に改め、同項第9号中「1,031人」を「1,050人」に改め、同項中「合計 9,215人」を「合計 9,273人」に改め、同条第2項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 福岡市職員の配偶者同行休業に関する条例（平成27年福岡市条例第 号）第2条の規定による承認を受けて配偶者同行休業をする職員

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。